サンブスギ林再生・資源循環促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林のうち、公益的機能の回復及び被害拡大の未然防止のため緊急に整備するべき森林の再生及び再生によって生産される木材の利用を推進するため、サンブスギ林再生・資源循環促進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

（事務の委任）

第２条　千葉県事務委任規則（昭和31年千葉県規則第33号）第11条第4号の規定により林業事務所の長（以下「所長」という。）に委任する事務については、本要綱のとおりとする。

（事業の区分及び内容）

第３条　補助事業の対象となる事業区分及び内容は、次のとおりとする。

（１）被害森林の再生

非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林の再生を図るため、被害森林の伐倒、搬出及び跡地の植栽を行う。

（２）被害木の運搬

被害森林の再生によって伐倒、搬出した被害木を利用するため、被害木の運搬を行う。

（補助の対象）

第４条　補助事業の対象となる経費、補助事業者及び補助率等は別表のとおりとする。

（申請）

第５条　補助事業者は、規則第３条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、所長が定める期日までに、サンブスギ林再生・資源循環促進事業補助金交付申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）１部を所長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第６条　規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業の内容の変更、補助事業に要する経費の配分の変更（別表に掲げる重要な変更に限る）、補助事業の中止・廃止をする場合、第 5 条の規定により申請書を提出した所長の承認を受けること。

（２）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合、速やかに所長に報告しその指示を受けること。

（３）補助事業を実施した森林を事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年以内に、他の目的に転用する場合（当該地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権

等の設定をさせた後、当該施行地が森林以外の用途に転用される場合を含む。）は、あらかじめ所長に届け出るとともに、当該転用に係る森林につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由により前記によりがたい場合は、所長に協議することができる。

（4）補助事業に係る証拠書類を、事業が完了した翌年度から起算して5年間保存しておくこと。

（承認申請）

第7条　補助事業者は第6条第1号の規定により承認を受けようとするときは、サンブスギ林再生・資源循環促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記第2号様式）1 部を所長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条　補助事業者は、規則第 12 条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して 20 日を経過した日又は補助金の交付の決定に関わる年度の 3 月 25 日のいずれか早い期日までに、サンブスギ林再生・資源循環促進事業補助金実績報告書（別記第3号様式）1部を所長に提出しなければならない。

（交付の請求）

第9条　補助事業者は、規則第 15 条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、サンブスギ林再生・資源循環促進事業補助金交付請求書（別記第4号様式）を所長に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第10条　補助事業者は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、サンブスギ林再生・資源循環促進事業補助金概算払請求書（別記第5号様式）1部を所長に提出しなければならない。

（その他）

第 11 条　補助事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、別に定めるものとする。

附則

1　この要綱は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

2　次の要綱は平成24年度事業をもって廃止する。

被害森林再生・資源循環促進事業補助金交付要綱

別表

事業名	補助事業者	事業区分	経費	補助率	重要な変更
サンブスギ林再生・資源循環促進事業	市町村	被害森林の再生	市町村が被害森林の再生を行う経費	1　非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林における被害森林の伐倒、搬出に係るもの 事業費の 4/10 以内 2　非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林における伐倒跡地の植栽に係るもの 事業費の 1/10 以内	総事業費の 30％を超える増減
			市町村が被害森林の再生を行う者に対し、補助を行う経費	1　非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林における被害森林の伐倒、搬出に係るもの 事業費の 4/10 以内（ただし県の補助率とは別に、市町村が事業費の 1/10 以上を補助する場合に限る） 2　非赤枯性溝腐病の被害を受けた森林における伐倒跡地の植栽に係るもの 事業費の 1/10 以内	
		被害木の運搬	市町村が被害木の運搬を行う経費、又は市町村が被害木の運搬を行う者に対し、補助を行う経費	事業費の 4/10 以内	